

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

店舗での買い物はクーリング・オフできません

<相談事例>

普段使用している老眼鏡が合わなくなったと感じたため、2日前に眼鏡店に行き見てもらったところ、度が合わなくなっていると指摘を受けた。保険が適用になるので少し安くなると言われ、遠近両用の眼鏡と読書用の老眼鏡を勧められ、2つ購入した。

しかし、翌日2つも購入したことを後悔し始め、受け取りはまだ先であるためキャンセルしようと思いい店に電話をかけたが、店の定休日であり繋がらなかった。これから店に電話をしようと思うが、クーリング・オフが可能か知りたい。



<アドバイス>

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。

<クーリング・オフができる取引の一例>

取引名称	取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売	家庭訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた取引	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、物を買取る商法	8日間

店舗での購入やインターネット通販などの通信販売は、クーリング・オフできません。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに!]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)